

判決年月日	平成１８年９月２１日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第１部
事 件 番 号	平成１８年（行ケ）第10225号		
○ 登録商標「LAB」の不使用取消しを認めた審決の取消訴訟において、「LAB」「SERIES」「FOR MEN」の各文字を三段に横書きした標章が、登録商標と社会通念上同一と認められる商標であるとして、審決が取り消された事例			

(関連条文) 商標法50条1項, 2項

本件は、指定商品中「化粧品」について、登録商標「LAB」の不使用取消しを認めた審決に対し、原告(商標権者)が、男性用化粧品に付された「LAB」「SERIES」「FOR MEN」の各文字を三段に横書きした標章(本件使用標章)が、登録商標と社会通念上同一と認められる商標であると主張して、審決の取消しを求めた事案である。

判決は、登録商標の通常使用権者が男性用化粧品に使用していた本件使用標章について、「『LAB』と『SERIES』の各文字は、上記のとおり、いずれも同一書体により表示され、かつ、各文字の語頭は縦にそろうように配置されているが、各文字は段を違えて表示されているのであり、一列に併記した場合に比して、『LAB』と『SERIES』の一体性を希薄化させているばかりでなく、最上段にあってわずか3文字からなる『LAB』の部分、これより字数が多く、やや文字が圧縮された感のある第二段の『SERIES』の部分より相対的に際立たせるものとなっている。」、「『LAB』の語は、『実験室、研究室』等を意味する『laboratory』の略語である『lab』を大文字表記したものともいえるが、他の何らかの意味を表す既成の語あるいは造語であるとの理解も生じ得るところであり、一般的に、直ちに特定の観念を生じさせるものとまで断定することはできない。これに対し、『SERIES』の語は、『シリーズ』と読まれる平易な英語であって、『連続』、『続きもの』、『シリーズもの』の意味に認識され、それ自体としては、自他商品の識別機能は微弱である。」、「化粧品の取引業界では、一つのブランド名で複数の商品ラインナップを発表し、そのラインナップに含まれる化粧品の『SERIES』『シリーズ』として総称することも広く行われていることが認められるから、本件使用標章の構成中、『LAB』と『SERIES』の語も、『LAB』の『シリーズ』という観念を生じさせるということが出来る。」などとして、「本件使用標章は、取引者・需要者に対し、その構成中の『LAB』の部分が顕著な印象を与えるものであり、同部分に自他商品の識別力があると認めるのが相当である。」とし、本件使用標章は登録商標と社会通念上同一と認められる商標であるとして、登録商標の使用の事実を認め、審決を取り消した。